

函館市特別支援教育サポート委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における特別支援教育の体制を整備し、LD・ADHD・高機能自閉症等、特別な支援を要する児童生徒への教育的対応について専門的な意見の提示や助言を行うため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に函館市特別支援教育サポート委員会（以下「サポート委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 サポート委員は、学校の要請により、具体的な指導の在り方について助言を行う。

(組織)

第3条 サポート委員会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、函館市教育委員会が指定し、または任命するものとする。

(1) 学識経験者（教育学等の専門家）

(2) 医師

(3) 保健、福祉、医療関係部局または機関の職員

(4) 学校および教育センター等の職員

2 委員の任期は、指定または任命の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長を置き、委員長は互選とし、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 サポート委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 サポート委員会の庶務は、教育委員会学校教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、サポート委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。